

にハ一々道理のあるものならず其始たる時にハ如何にも何か訳ありたるに違なけれ共時移り世變るに隨ひ其訳ハ去りて其形のみ残り居もの指折て數難るへし譬は日本にて時を数るに六ッ五ッ四ッ九ッと云ふ始ハ何か訳ありて右様に數たるに間違なけれ共今に成てハ学者も恐く心得ぬなるへし又三月三日に雛遊をする何故三月三日と極たるか今人ハ知まし益事をするに着なかるへからす野菜ハ成ぬと訳ハ誰も覚たる者なかるへし如此風俗ハ全行に一向響なく三月の節句を祝たる逆人柄の悪くなるともなく益事をせぬ逆善人たるともなし夫を道理がないとて一々廢するハ道理に媚過て却て道理を失ふものと云へし五節句等にハ仏法より起たるものあり且道理もないから野蕃の仕馴た詰らぬ物入をするハ國の貧富に響がある杯と云ふ訳にて廢したるならん云凡盆を守たる逆別段人ハ仏法に固るてもなし害なき風俗を守たる逆野蕃てもなく五節句を祝ぬ逆別段人ハ祐富(ヤシ)になるてもなし其様なるを云ふ役人達ハ酒を呑て遣ふ錢ハ國の富を増ものならす人間ハ鉄形に入た様に住れぬものなり風俗と云ふものハ自然に人の智恵増に付て変り行なれ共政府よりの沙汰にて止ものならす骨折損な世話を焼過すよりハ人の行状を乱る風俗を差止て置ハ夫て充分跡ハ人民に任せるハ上分別と思はる前にも申上たるか知ね共五節句杯ハ至極よき風俗と思ふ先開化たの文明たの云ふ人達ハ自分の子供時代を思出して見よ正月元日の祝を始め三月の雛祭り五月の幟立七月の盆祭七夕祭り九月の月見十二月の年越し杯自分共の楽しみハ如何計りなりしヤ家の悦ハ何程にも〔抹消遺〕差止殆ど其鍋釜に逆故障を云ふ甚た悪き風なりし風俗なりしヤ一村一城下の賑ハ何様なりしヤ然るに今に成てハ皆打

106 明治12年10月16日 菊池長閑宛

第拾二号 明十二
十月十六日 (長閑注記)

第八号八月廿九日附 (九月八日横浜出) 昨日達したり田畠共相應の作なる由結構なる新聞なり昔の盆や五節句を守ても県庁より何共云ぬとの事嬉敷次第なり一体是逆日本の役人達の癖にて何ても自分の詰らぬと思ふものハ役所にて行ぬのみならず人民にも〔抹消遺〕差止殆ど其鍋釜に逆故障を云ふ甚た悪き風なりし風俗なりしヤ一村一城下の賑ハ何様なりしヤ然るに今に成てハ皆打

(抹消)

(抹消)

忘て子供ハ学校に通さえすれハよし祭りヤ祝〔ヤ〕ハ神武天皇の即位日天長節にて沢山と心得西洋にてハ五節句杯と云ふ馬鹿々々敷ものなし夫等ハ尽く野蕃の風俗たと云ふ如何にも情なき人物共なり今の子供逆子供ハ矢張子供なり遊事ハ好なり四角張た道理詰ハ生聞者のする事なり先神武天皇ヤ天長節にハ何様な樂があるか自分共ハ酒ても呑て祝か知ぬか子供の樂ハ五節句の十分一もなし私共の十歳前後の時にハ最早儉約と云ふ事か始り百姓ハ元結を用られぬの町人ハ絹衣裳を所持しても態々木綿衣服を買って着ねハ成らぬの就てハ祝らしき祝をするも遠慮たとか云ふ事になり世間の賑ハ薄らきたるか夫ても思出セハ五節句の祝ヤ盆祭り八幡祭りかありて如何程嬉かりしか知らす子供のみならず祖母君を始め矢張一家内面白く日を送たるならん之を推は

一村より城下中多少皆賑々敷仕事を休て祝をしたらん如此事ハ

時々ありてこそ人も楽く世を送へきに皆政府より廢すると妙な世話を焼たるより左なきに活計の六ヶ敷なり往に隨ひ人か僕約を始たる所を益推付て年か年中小言を云ながら僕者ハ働き食

潰す者ハ食潰す様な面白からぬ浮世になりし人間ハ如斯嬉敷声も出さずに日暮をする時ハ生て居甲斐も余りなし人間ハ何か樂みかなくてハ引立ぬものにて殊に風俗ハ奉書紙一枚にて跡なく消失るものならねは即今又追々と昔に戻るハ自然の勢と云ふへし祝位なら蔭にて密かに遣らすに表情てせねは祝の廉にも背ぎ祝の甲斐もなし遠からぬ〔内〕中に禁令ハ表向に取戻すか或ハ廃り紙となるへし過去にも懲す又々厳く禁止する事ハ真逆文明好みの役人と雖毛為まし私ハ夫様な馬鹿な沙汰なき様に願居なり當

(長閑注記)

〔十一月二十二日達シ日數三十八ヶ日

十二月十六日此方十二号ヲ以返事〕

武夫

父君

〔抹消〕
潰す者ハ食潰す様な面白からぬ浮世になりし人間ハ如斯嬉敷声も出さずに日暮をする時ハ生て居甲斐も余りなし人間ハ何か樂みかなくてハ引立ぬものにて殊に風俗ハ奉書紙一枚にて跡なく消失るものならねは即今又追々と昔に戻るハ自然の勢と云ふへし祝位なら蔭にて密かに遣らすに表情てせねは祝の廉にも背ぎ祝の甲斐もなし遠からぬ〔内〕中に禁令ハ表向に取戻すか或ハ廃り紙となるへし過去にも懲す又々厳く禁止する事ハ真逆文明好みの役人と雖毛為まし私ハ夫様な馬鹿な沙汰なき様に願居なり當